

## ○皇學館大学研究開発推進センター規程

（目的）

**第1条** この規程は、皇學館大学学則第63条の3第3項の規定に基づき、皇學館大学研究開発推進センター（以下「本センター」という。）の組織及び運営等について定める。

（設置の趣旨）

**第2条** 神道研究所、史料編纂所及び佐川記念神道博物館（以下「附置研究機関等」という。）を一元的に運営するとともに、新たな研究プロジェクトを推進するために、本センターを置く。本センターは附置研究機関等における全学的な研究計画を立案、推進し、研究展開及び成果の発信を行う。本センターは、社会から本学に期待されている新たな研究教育機能を果たすとともに、このことを通じて本学の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにする責務を負う。

（組織）

**第3条** 本センターは、次に掲げる附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の運営を担う。

- (1) 神道研究所
- (2) 史料編纂所
- (3) 佐川記念神道博物館
- (4) プロジェクト研究部門

2 本センターは、研究の推進に係る以下の業務を行う。

- (1) 研究の推進支援に関すること。
- (2) 研究倫理に関すること。
- (3) 外部研究資金等の運営・管理に関すること。
- (4) 研究における事務処理等の支援に関すること。
- (5) 研究情報の公開に関すること。
- (6) 研究教育業績システムの運用に関すること。
- (7) その他研究開発推進センター長が認めた業務。

（自己点検及び評価）

**第4条** 本センターは、第2条に掲げる設置の趣旨及びその社会的使命を達成するために、本センターの研究教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その所轄する附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の継続について3年毎に見直しを行うものとする。

2 前項の点検及び評価の体制については、別に定める。

（センター長及び副センター長）

**第5条** 本センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、学長の推薦により理事長が任命する。
- 3 センター長は本センターを代表し、その業務を統轄する。
- 4 本センターに副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長は、センター長の推薦により学長が任命する。
- 6 副センター長は、センター長を補佐して本センターの業務を掌理し、センター長に事故あるときは、その職務を代理し、センター長が欠員の時は、その職務を行う。
- 7 センター長及び副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 センター長又は副センター長は、佐川記念神道博物館長を兼務する。

（神道研究所の目的及び事業）

**第6条** 神道研究所は、神道に関する高度の研究を行い、後進研究者を育成するとともに、その研究成果をもって斯界の発展興隆に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 神道に関する調査研究
- (2) 研究成果の発表及び刊行
- (3) 研究会及び講演会等の開催
- (4) 内外の研究機関並びに研究者との交流（及び資料の交換）
- (5) 神道思想の普及及び啓発
- (6) 研究生・委託生の受入れ  
（史料編纂所の目的及び事業）

**第7条** 史料編纂所は、わが国の歴史と文化を究明するため、これに必要な史料の蒐集、研究及び編纂を行い、もって斯学の発展興隆に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 史料の蒐集、研究及び編纂
- (2) 研究成果の発表及び刊行
- (3) 研究会、講演会、公開講座、史料展等の開催
- (4) 内外の研究機関並びに研究者との交流（及び研究資料の交換）
- (5) 研究生・委託生の受入れ  
（佐川記念神道博物館の目的及び事業）

**第8条** 佐川記念神道博物館は、神道に関する資料を主体とし、併せて伊勢を中心とする郷土資料の調査研究、収集、保管、展示、公開等を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 神道資料及び郷土資料（以下「資料」という。）に関する研究、調査
- (2) 資料の展観及び公開
- (3) 資料の収集、整理、保管及び受託
- (4) 研究、調査の成果の発表
- (5) 研究、調査の指導及び受託
- (6) 内外の関係機関との交流
- (7) 本学学芸員課程に関する実習及び必要科目の提供  
（プロジェクト研究部門）

**第9条** 本センターにプロジェクト研究部門を置く。

2 プロジェクト研究部門は、研究者の所属の枠を超えて、本センター設置の趣旨に沿った研究教育活動を行う。

（重要事項の審議）

**第10条** 本センターに関わる次の事項については、本センターの発議により、教学運営会議においてこれを審議する。

- (1) 研究教育計画に関すること。
- (2) 組織・人事に関すること。
- (3) 事業報告に関すること。
- (4) 特別研究費及び特別研究設備費に関すること。
- (5) 派遣及び受入研究員・研究生及び委託生の選考に関すること。
- (6) 外部研究費及び奨学研究費に関すること。
- (7) 学外諸機関との研究交流に関すること。
- (8) 研究成果及び活動の対外的発信・公表に関すること。
- (9) その他本センターの目的達成に必要とすること。

（構成員）

**第11条** 本センターの構成員は、本学の専任教員とする。

2 前項の規定に関わらず、本センターの構成員として特別招聘教授、客員研究員、ポスドク研究員、研究補助員及び共同研究員を置くことができる。

3 構成員の任用については、全学教授会における任用資格審査の議を経て、センター長の上申に基づき、学長の推薦により理事長が任命する。

4 研究生及び委託生の規程は、別に定める。

（部門調整員及び部門調整会議）

**第12条** 本センターに、附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の相互連携を円滑にすすめるため、部門調整員を置く。

2 部門調整員は、センター長が指名する本センターの専任教員、事務部長、附置研究機関等及びプロジェクト研究の部門代表者をもってこれに充てる。

3 センター長は、本センターの運営に関わる事項について諮問するため、部門調整員で構成される部門調整会議を招集することができる。

4 その他部門調整会議に関して必要な事項は別に定める。

（事務の所管）

**第13条** 本センターの事務は、大学事務局総務部が所管する。

2 本センターに専任又は非常勤の事務職員若干名を置く。

（規程の改廃）

**第14条** この規程の改廃は、教学運営会議及び全学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 皇學館大学神道研究所規程（昭和54年4月1日）、皇學館大学神道研究所・史料編纂所研究嘱託内規（昭和53年4月1日）、皇學館大学史料編纂所規程（昭和53年4月1日）、皇學館大学佐川記念神道博物館規程（平成元年4月1日）、皇學館大学佐川記念神道博物館研究嘱託内規（平成3年4月1日）及び皇學館大学研究委員会規程（平成10年11月26日）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。

2 学校法人皇學館「皇學館史」編纂規程（平成15年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月17日から施行する。